









との早期事業化について知事へ要望





3月15日 日本馬術連盟の会長千宗室(15代)に全日本 ニア障害馬術大会の継続開催を要望



五百川]の収穫を視察



1月21日 秋の美し森美化活動に県内 上の皆さんにご参加いただきました。





紅葉の中500名以上の方々にご参加いただきました。





昭和22年7月8日生 昭和41年/須玉商業卒業

昭和49年/昭和薬科大学卒業 平成10年/高根町議会議員 初当選 平成13年/高根町議会副議長 平成15年/県議会議員 初当選 平成17年/決算特別委員長 平成18年/出資法人調査特別委員長 平成19年/ 農政商工観光委員長企業会計決算特別委員長

平成21年/第105代県議会副議長

平成20年/総務委員長

平成23年/第120代県議会議長 平成26年/予算特別委員長 半成2/年/リニア議連研究委員会 委員長 平成28年/山梨県監査委員 ■地域振興 昭和59年/八ヶ岳青年会議所 創立メンバー 副理事長 平成9年/清里小学校PTA会長 平成16年/清里観光振興会長 平成18年/山梨県雪合戦連盟会長 北杜肝友会 相談役 平成21年/北杜ライオンズクラブ 会長 オール山梨青年会議所シニア会長

公益社団法人やまなし観光推進機構 副会長 平成22年/県共同募金会 会長 県緑化推進機構 会長 平成23年/産業技術短期大学校 後援会長 平成25年/ NPO法人 ポールラッシュの会 会長 一般社団法人 北杜市観光協会 会長 平成26年/山梨県躰道協会 会長 第10回ヤーコンサミットin八ヶ岳会長 平成27年/県自転車競技連盟 会長 県都市計画審議委員 平成28年/県立北杜高等学校同窓会 会長 平成30年/東京オリンピック・パラリンピック 山梨県実行委員会副会長

浅川力三 県政だより

誠意・熱意・創意・勇気を持って「熱き心の郷土愛」

北杜の未来を、地域のみなさんとともに

皆様には、日々の活動に対しご理解とご協力を賜 り、心から御礼申し上げます。

また、輝かしい秋の叙勲を受賞された皆様、新型コ ロナウイルス感染症対策において、昼夜を問わずご尽 力をいただいた医療関係者をはじめとする県政功績者 の表彰を受けられた皆様のご功績に対しまして、深甚 なる敬意を表する次第であります。

さて、10月に執行された衆議院総選挙では、自民 党、公明党の与党全体で293議席を獲得し、山梨県では 小選挙区で自民党が2議席を獲得するなど、国民、県民 の皆様から大きな信任を得たものと感じています。

こうした大きな支持、期待に応えていくため、私は、 これまでにも増して、誠意・熱意・相違・勇気をもって 活動していかなければと、肝に銘じたところです。

しかしながら、昨今の選挙で若い世代の投票率の低 下が言われており、4年前の総選挙では、20歳代の投 票率は33.85%と60歳代72.04%の半分以下です。

(総務省調べ) 言うまでもなく投票は、政治に参加す る重要な手段であり、一票では何も変わらないと若い 人たちが思っているとしたら、政治にとって大いに憂 慮すべき問題です。

政治に携わる私も、このことは大きな課題としてと らえており、若い人たちが政治や地域の活性化に積極 的に参加していただくよう、全力で取り組んでいかな ければならないと思っております。

先ずは、具体的な取組として「北杜の未来を若者、 女性のみなさんとともに考える集い」(仮称)を旧町 村ごとに開催し、豊かな発想と行動力を持つ若い人た ちや女性の方々との意見交換を行って、北杜の未来を 創るための施策づくりに活かしていきたいと考えてい ます。

一方、11月16日に行われた「県議会決算特別委員 会総括審査」では、未来を担う子供たちの教育環境の 整備について質し、教育委員会から、ICTを活用した

人材育成、学力の向上及び教員の負担軽減のための専 門スタッフの配置、学校における働き方改革の推進に ついて、鋭意取り組んでいくとの決意を得たところで す。(詳細は2ページを参照)



最後に、県有地問題についてです。県有地は、県民 全体の財産として大切に守るべきものであり、貸付に 当たっては、公平公正なルールに基づいた取扱いが必 要です。

私は、これまでの知事をはじめとする県の取組は、 県民全体の財産を守るための当然の行為であると認識 しておりますので、これからも県議会議員として、県 有地の貸付が適正な状態になるよう役割を果たしてい く考えです。(県の県有地に係るQ&A(抜粋)は3

今後も私は、北杜のみならず山梨県の未来のための 懸け橋となるよう努めながら、地域の皆様とともに歩 みを進め、県議会議員としての使命を果たしてまいる 所存でありますので、引き続いてのご指導、ご叱咤を お願い申し上げます。

決算特別委員会総括審査(3.11.16)自由民主党・山梨 浅川力三 委員

①ICTを活用した人材育成

Q1 県立学校における I C T を活用した教育に向けて、I C T 機器やネットワーク環境の整備内容はどうか。

答弁)平成2年度における県立学校のICT機器の整備は、県立学校の全普通教室の他、特別教室や体育館などに無線LANを整備するとともに、特別支援学校の小学部と中学部の児童生徒用1人1台端末の整備を行った。

また、特別支援学校の高等部に生徒3人に1台分の生徒用端末整備や県立学校全クラスへの大型提示装置などの整備を行っている。

Q2 県立学校において、ICTを活用してどのよう な教育を行っているのか。

答弁)現在各学校では、整備した無線LANや大型提示装置を使って、児童・生徒に分かりやすく工夫された授業が行われている。

また、各学校では、児童・生徒の学習用のタブレット端末を用いて、生徒同士が協働して学習活動を行ったり、遠隔地の専門家による遠隔教育を行ったりするなど I C T の特徴を生かした教育活動に挑戦している

Q3 来年度からは、個人所有の端末を活用するBY ODを導入する予定と聞いている。保護者への負担を求めていくことからも教育効果を最大限引き出す取り組みが極めて重要であると考えるがどうか。

答弁)これまで以上に学校での授業や家庭学習などにおいて活用したいと考えており、ついては、教員のICT活用指導力の向上が非常に重要である。そのために、総合教育センターにおける各種研修や各学校における校内研修の促進などに取り組んでいく。

〈浅川委員要望〉

新型コロナ感染症の影響もあり、社会環境や働き方が大きく変わってきている。

そのような時代において子どもたちが活躍していくためには、日頃からICTに触れて、遊びや趣味だけではなく、学習や将来の仕事に活用できるよう教育環境を整えていくことが大変重要である。 今後も、児童生徒のためにしっかりと取り組んでいただきたい。

②学力の向上及び教員の負担軽減のための専門スタッフの配置

Q1 児童生徒の学力の向上及び教員の負担軽減のため、専門スタッフを小中学校へ更に配置したとのことだが、配置された背景及び増強した理由は。

答弁)専門スタッフには、学力向上のための学力向上支援スタッフと、教室等の消毒や清掃を行うスクール・サポート・スタッフがあり、学力向支援スタッフについては、国の補助金を活用し、平成30年度から市町村に配置してきた。

学校では、教員が新型コロナウイルスの消毒等の対応をしながら、授業やその準備を行っており、授業の遅れへの心配や教員の負担が非常に大きくなっていたことから、国では、学力向上支援スタッフの拡充とスクール・サポート・スタッフの創設を行った。本県も、市町村の意向を確認し、6月補正予算で対応し、増強することとした。※休校期間:令和2年3月2日から5月24日

Q2 専門のスタッフの具体的な業務内容と、県内の 市町村への配置状況についはどうなっているのか。

答)学力向上支援スタッフは、学級担任を補助し、休校中に児童が取り組んだ課題の採点や添削、放課後の補習などを行う。

令和2年度当初では、19市町村に23人配置したが、6月補正予算で、20市町村に402人を、今年度は、24市町村に310人を配置している。

スクール・サポート・スタッフは、教室の消毒作業や清掃などを 行い、令和2年度の6月補正予算で、20市町村に254人を配置 し、今年度は14市町村に151人を配置している。

Q3 学力向上と教員 の負担軽減の専門ス タッフを配置したこ とによる学校現場で の評価はどうか。



が、いくつもの学校から届いている。

〈浅川委員要望〉

コロナ禍において、教員の負担軽減を図り、授業等教員の本来業務に専念できる学力向上スタッフやスクール・サポート・スタッフを配置することは、児童生徒の学力向上のために必要である。 市町村の意向を踏まえ、来年度以降も継続していただきたい。

③学校における働き方改革の推進

Q1 「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」が令和3年3月に策定されたが、その主な内容はどのようなものか。

答弁)新たな取組方針では、以下の3つの数値目標達成を目指す。 ①時間外勤務が月80時間を超える教育職員をゼロにする。

②放課後に部活動や会議等を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を創出する「きずなの日」を、年間20回以上実施している学校の割合を100%にする。

③平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動顧問の割合を中学校で100%、高等学校で90%以上にする。

目標を達成するために、・学校閉庁日の設定、効果的な勤務時間の割り振り等、、ICT等を活用した業務改善、部活動ガイドラインの遵守、部活動指導員等外部人材の活用等を行っている。

Q2 教員の勤務実態の令和2年度の状況はどのよう になっているのか。

答弁)各学校で指定した1週間で、時間外の在校等時間で実施した 業務について調査をした結果、・平日、時間外勤務がある教職員は 小中高校ともに98%以上、平均勤務時間は約2時間から2時間 半、その業務内容は授業準備が1位となっている。土日、時間外勤 務がある教職員は中高とも50%以上で、平均勤務時間は5時間以 上となっており、その業務内容は1位が部活動である。

Q3 学校における働き方改革は、児童生徒に向き合うゆとり時間の確保、更には教員人材確保についても重要であると考えるが、教育委員会の今後の取組についての方針は如何か。

答弁)新たな取組方針に基づき働き方改革推進委員会を立ち上げ、 課題等についての検討を先月行った。今後は、働き方改革の好事例 を共有化する取組や、PTAと連携して働き方改革について保護者に 周知を進める取組、また、教員研修について更なるオンライン・オ ンデマンド化を進める等、様々な検討を進めていく。

〈浅川委員要望〉

学校における働き方改革を確実に進めていくためには、それぞれ が当事者意識を持って、本気で取り組むことが必要である。

一人ひとりがしっかりと取り組むことにより、教員のこれまでの 働き方を見直し、本県の教員が子供たちと向き合う時間を確保し て、充実した教育活動が行えるよう期待している。

県有林に関する住民訴訟等についてのQ&A (山梨県ホームページょり抜粋)

Q1 県有地は誰のもので、どのくらいの面積がありますか?

県有地はすべて県民のものです。広さは東京ドーム 33,843個分に当たる約158,233haあります。このう ち、訴訟で問題となっているのは約440haです。

Q2 住民訴訟では、何を争っているのですか?

まず、訴訟の対象となっている県有地が「適正な対価(地代)」で貸し付けられていたのかが問題となっています。

もし、「適正な対価」で貸し付けられていなかったとしたら、過去の知事 (平成15年以降に知事を務められた方で、亡くなられた方は除きます)や土地を借りている人 (賃借人=富士急行株式会社)に責任はなかったのか、などが争われています。

Q3 なぜ、「適正な対価」で貸し付けなくてはいけないのですか?

県民全体の財産ですから、本来、「適正な対価」で貸すことは当然ですが、法律でも「『適正な対価』で貸し付けなければいけない」と決められているからです。

県などの地方自治体の財産管理のルールなどを定めた 地方自治法という法律があります。この地方自治法に は、〈条例や議会の議決による場合でなければ、適正な 対価なくして、これを貸し付けてはならない〉という条 文(237条2項)があります。もし、条例や議決がなく、「適 正な対価」でない金額で貸し付けた場合は、地方自治法 違反となり、契約が無効になってしまいます。

これは、山梨県に限らず、全国どこの自治体でも守らなければならないルール(法律)なのです。

Q4 住民訴訟の判決が出たらどうなりますか?

原告(訴えている人)は、被告(訴えられている人)である 県に対して、過去の知事や県有地を借りている人(賃借 人)に損害賠償請求又は不当利得返還請求をすべき義務が あると訴えています。

もし、住民の訴えが認められれば、県は、過去の知事と、県有地を借りている賃借人に対して、裁判所が決めた損害賠償額又は不当利得額を支払うよう請求しなければなりません。

Q5 これまでの貸付料は「適正価格」なのですか?

90年以上にわたる県有地に係る事実経緯を踏まえた法的議論を通じ、これまでの貸付料は「適正な対価」とは言えないことが判明しました。そこで、県は、裁判の勝ち負けにかかわらず、県有地貸付を適正なものにする作業を進めることにしています。

Q6 県は、判決に従わなければならないのですか?

三権分立の下で、中立的な司法機関である裁判所の判断は、行政機関である県として最大限尊重すべきであると考えます。

ただ、県民の利益を優先する観点から、判決内容に納得できない場合は、高等裁判所へ控訴することもあります。

Q7 もし、住民訴訟で県が裁判に負けたら、どうなりますか?

県に対して過去の知事や賃借人に対して損害賠償又は 不当利得返還の請求を命じる判決が確定した場合、知事 は判決が確定した日から60日以内に、過去の知事や賃 借人に対して、損害賠償金又は不当利得金の支払いを請 求しなければなりません。

もし、期限内に支払われなかった場合、県は議会の議 決を受けることなく、過去の知事や賃借人に対して訴訟 を起こさなければなりません。

Q8 住民訴訟とは別に富士急行株式会社が県を訴え たそうですが、どのよう な内容でしょうか?

令和3年3月1日付けで、富士急行株式会社は、

①山中湖畔県有地の賃借権があること

②同県有地の占有について、不法行為に基づく損害賠償 債務を負っていないこと

③同じく不当利得に基づく返還債務を負っていないこと以上についての確認を求めて、山梨県を相手取って甲府地裁に訴えを提起しました。(このように、賃借権など、ある法律関係が存在するのかしないのかについて、裁判所に確認を求める訴訟を「確認訴訟」といいます。)

また、同時に同土地について賃借権を有することを仮に認めることなどを求める仮処分を申し立てています。

Q9 住民訴訟で争っている点について、富士急行は なぜ費用をかけて確認訴訟を起こし、それに対して 県は反訴したのですか?

住民訴訟が終わっていない段階で、なぜ富士急行が裁判を起こしたのか、その意図は不明ですが、県としては、富士急行から提起された裁判においては、富士急行の主張を否定し、請求を棄却する判決を求めていきます。

しかし、今回の確認訴訟では、仮に県が勝訴したとしても、それだけでは県がこれまで被ってきた損害は回復されません。

さらに、令和3年7月時点で1日あたり約900万円にも 及ぶと考えられる県の損害が時効により日々請求できな くなっている可能性があります。

そこで、時効の成立を止め、県がこれまで被ってきた 損害を回復するため、令和3年6月定例県議会において議 決をいただき、同社が県に対し適正な賃料の支払いを免 れたことについて、不法行為による損害賠償などを命ず る判決を求めて令和3年7月9日に反訴を提起しました。

